

【拡大型指名競争入札の事前公表】

令和4年3月25日
(契約責任者) 東日本高速道路株式会社 新潟支社
新潟管理事務所長 柿内 宏一

次のとおり拡大型指名競争入札を実施しますので、お知らせします。

本件競争入札の入札手続きは、電子入札（東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）電子入札システム利用者登録未了の者にあつては郵送入札）により行います。

なお、本工事は監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日推進工事（発注者指定方式）」である。

また、本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との協議、地元協議、用地確保等の進捗状況を踏まえた工事工程表を開示することにより、適切な工期設定の取組みを行う「工事工程表開示試行工事」である。

1. 拡大型指名競争入札に付す事項【指名者・非指名者共通事項】

1-1 工事の名称	北陸自動車道 黒崎PA駐車ます上屋改築工事
1-2 工事場所	北陸自動車道 自) 新潟県新潟市西蒲区漆山（巻潟東IC） 至) 新潟県新潟市西区立仏（新潟西IC）
1-3 工事種別	建築工事（等級B）
1-4 工事概要	本工事は、北陸自動車道 黒崎PA（上下線）の駐車ます上屋、コリドールの改築及び受水槽、井戸設備の新設を行うものである。 工事概算数量 ・ 駐車ます上屋改築 鉄骨造 114㎡（黒崎PA上下） ・ 受水槽新設 受水槽、井戸 1式（黒崎PA上下各1箇所）
1-5 工期	契約保証（履行ボンド）取得の日の翌日から660日間

2. 拡大型指名競争入札の実施等に関する事項【指名者・非指名者共通事項】

2-1 指名競争入札実施理由	本件工事は、東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第6条第2項②アに該当するため、拡大型指名競争入札とする。
2-2 契約図書の配布方法等	契約図書：本件工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。 なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。 また、競争参加希望者は、契約図書について内容を十分に確認し理解する必要があり、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。 (1) 拡大型指名競争入札の公表（本書） (2) 標準契約書案 【施設工事契約書】を使用すること (3) 入札者に対する指示書 ① 以下の②以外の者（指名者・非指名者共通） 【電子入札】を使用すること ② 次のいずれかに該当する者 【郵送入札】を使用すること ・ 指名者のうち、「3-1 指名通知の日」において NEXCO 東日本電子入札システム利用者登録未了の者 ・ NEXCO 東日本に対して競争参加資格確認申請をし、契約責任者から競争参加資格があると認められた非指名者のうち、「4-2 競争参加に必要な条件」(1) に示す競争参加資格確認結果通知日において NEXCO 東日本電子入札システム利用者登録未了の者 (4) 共通仕様書 特記仕様書記載の共通仕様書を使用すること (5) 特記仕様書 (6) その他契約（発注用）図面等 (7) 金抜設計書 (8) 競争参加資格確認申請書 本書の別紙様式 1-1 のとおり (9) 入札書 【電子入札の場合】 電子入札システムの様式のとおり

	<p>【郵送入札の場合】様式5のとおり</p> <p>(10) 工事費内訳書</p> <p>上記(7)の金抜設計書により作成する</p> <p>配布期間：別紙1『契約手続き日程』のとおりとする。</p> <p>配布方法：以下のとおり、NEXCO 東日本のホームページよりダウンロードすること。 (上記(1)及び(5)から(9)に示す契約図書)</p> <p>https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/ (上記(2)から(4)に示す契約図書)</p> <p>https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/</p>
2-3 契約担当部署	<p>NEXCO 東日本 新潟支社 新潟管理事務所 総務</p> <p>(住所) 〒950-0145 新潟県新潟市江南区亀田早通 3233</p> <p>(電話) 025-287-4411</p> <p>(Mail) ki-o-niigata@e-nexco.co.jp</p>

3. 指名通知に関する事項【指名者に関する事項】

3-1 指名通知の日	令和4年3月25日		
3-2 指名基準	<p>(1) 指名通知の日において、「東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年度細則第16号）」第6条（入札者に対する指示書「[2]競争参加不適格者について」を参照のこと。以下同じ。）の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 指名通知の日において、工事種別「建築工事」にかかるNEXCO 東日本の「令和3・4年度工事競争参加資格」を有し、かつ当該工事種別に係る『等級B』に格付けされている者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、NEXCO 東日本が別に定める手続きに基づき上記(2)の資格の再認定を受けていること。</p> <p>(4) 指名通知の日において、NEXCO 東日本から「東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」に基づき、「地域4（新潟支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止措置を講じられている者でないこと。</p> <p>※指名通知の日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域4（新潟支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止措置を講じられた場合は、競争に参加することができない。</p> <p>(5) 平成18年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記の同種工事の施工実績を有する者であること。</p> <table border="1" data-bbox="491 1256 1410 1323"> <tr> <td>同種工事</td> <td>公共的施設において鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延床面積が100㎡以上の建築物を新築、改築、増築、改修した工事</td> </tr> </table> <p>なお、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20%以上である場合に限り施工実績として認める。</p> <p>また、NEXCO 東日本が発注した「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の施工実績でないこと。</p> <p>(6) 次に示す本件工事に係る設計業務等の請負人でないこと。</p> <p>[設計業務等の請負人]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟管理事務所管内 R2 建築設計業務 <p>請負人：株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング</p> <p>(7) 次に示す監督を担当する部署の施工管理業務の請負人として、本件工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に次に示す施工管理業務の請負人でないこと。</p> <p>[施工管理業務の請負人]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度 保全点検業務等 <p>請負人：株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング</p> <p>(8) 令和元年度・2年度における「建築工事」の工事成績評定点合計の平均点が2年連続で65点未満でないこと。</p> <p>(9) 指名通知の日において、工事施工場所より概ね50km 圏内となる範囲（佐渡地域を除く）に本店（本社）を有している者であること。</p>	同種工事	公共的施設において鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延床面積が100㎡以上の建築物を新築、改築、増築、改修した工事
同種工事	公共的施設において鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延床面積が100㎡以上の建築物を新築、改築、増築、改修した工事		
3-3-1 指名通知の方法（電子入札システム利用者登録済みの者）	<p>「3-2 指名基準」を全て満たす者（指名者）のうち、「3-1 指名通知の日」においてNEXCO 東日本電子入札システム利用者登録済みの者に対しては、電子入札システムにおいて「指名通知書」を発行するため確認すること。</p> <p>なお、電子入札システムにおいて、当該指名通知書に係る「受領確認書の提出」は不要</p>		

	<u>とする。</u>
3-3-2 指名通知の方法（電子入札システム利用者登録未了の者）	「3-2 指名基準」を全て満たす者（指名者）のうち、「3-1 指名通知の日」において NEXCO 東日本電子入札システム利用者登録未了の者に対しては、書面により「指名通知書」を発行するため確認すること。
3-4 指名取消し事由	指名者は、次の「指名取消し事由」に該当する場合には、その旨を届け出ること。 [指名取消し事由] (1) 東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第 6 条に該当する法人であること。 (2) 「5-1」から「5-3」に示す「指名取消し事由」に該当する法人であること。
3-5 指名者の承諾事項	指名者は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第 6 条第 4 項第六号に関し、当該排除要請等の対象法人ではないことを承諾の上で入札に参加すること。

4. 指名を受けていない者（非指名者）の競争参加に関する事項【非指名者に関する事項】

4-1 非指名者の競争参加資格	非指名者のうち次の「①及び③」又は「②及び③」に該当する者は、本件競争入札に参加することができる。 ① NEXCO 東日本の「令和 3・4 年度工事競争参加資格」の有資格者のうち指名基準の(1)から(3)及び(5)から(8)を満たす者 ② NEXCO 東日本の「令和 3・4 年度工事競争参加資格」の無資格者のうち指名基準の(1)、(3)及び(5)から(8)を満たす者 ③ 審査基準日（「4-3 競争参加に必要な手続」(1)に示す競争参加資格確認申請書の提出期限日をいう。以下同じ。）から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 4（新潟支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止措置を受けていないこと。
4-2 競争参加に必要な条件	(1) 契約責任者から競争参加資格があると認められること。《4-1①, ②の者ともに必要》競争参加資格確認結果通知予定： 別表 1『契約手続き日程』 のとおりとする。 (2) 開札時において、工事種別「建築工事」にかかる NEXCO 東日本の「令和 3・4 年度工事競争参加資格」を有し、かつ『等級 B』に格付けされている者であること。《4-1②の者のみ必要》
4-3 競争参加に必要な手続	(1) 競争参加資格確認申請書の作成及び提出 《4-1①, ②の者ともに必要》 作成方法：配布する提出種類様式集に記載のとおりとする。 なお、 電子メールにより提出する場合は PDF 形式により作成 すること。 提出期限： 別表 1『契約手続き日程』 のとおりとする。 提出場所：上記 2-3 契約担当部署 提出方法： 書留郵便等^(注) 又は電子メール （提出期限までに必着） (※) <u>競争参加資格確認申請の手続きは、NEXCO 東日本電子入札システム利用者登録の有無にかかわらず、電子入札システムではなく、上記(1)に示すとおりとする。</u> ① 書留郵便等^(注) による提出の場合 作成した「競争参加資格申請書」を 2 部（正 1 部、副 1 部）、 書留郵便等^(注) により提出すること。 ② 電子メール による提出の場合 担当者連絡先届（[入札者に対する指示書様式]で指定した電子メールアドレスより、作成した「競争参加資格確認申請書」を契約担当部署宛アドレス《ki-oniigata@e-nexco.co.jp》に提出すること。 なお、電子メールによる提出の場合は、「競争参加資格確認申請書」への押印の省略が可能である。ただし、担当者連絡先届により指定したメールアドレス以外の電子メールによる提出は受け付けられないので、注意すること。 また、電子メールの件名には、必ず提出書類名に加え、本工事の「工事件名」を記載すること。（以下、電子メール提出は同様とする。） ^(注) 書留郵便等とは、郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条 2 項）のうち、受領署名又は押印を必要とする方法を指します。（入札者に対する指示書冒頭の「お知らせ」を参照。以下、同じ） (2) NEXCO 東日本の「令和 3・4 年度工事競争参加資格」審査申請書の作成及び提出 《【要注意】 4-1②の者のみ必要》

	<p>作成方法：NEXCO 東日本ホームページ『令和 3・4 年度競争参加資格審査のご案内【工事】』</p> <p>参照 ⇒ https://www.e-nexco.co.jp/bids/quarification/</p> <p>提出期限：下記の提出場所に確認すること。</p> <p>提出場所：NEXCO 東日本本社経理財務部調達企画課 (住所) 〒100-8979 東京都千代田区霞が関 3-3-2 (電話番号) 03-3506-0214</p> <p>提出方法：事前に一度電話連絡の上、書留郵便等により受付（提出期限までに必着） [宛名面に「緊急認定」と記載すること。]</p>
4-4 電子入札システムにおける「指名通知書」の発行（電子入札システム利用者登録済みの者）	<p>競争参加資格があると認められた者のうち、「4-2 競争参加に必要な条件」(1)に示す競争参加資格確認結果通知日においてNEXCO 東日本電子入札システム利用者登録済みの者に対しては、以降の手続きを電子入札システム上で行えるよう、競争参加資格確認結果通知（書面による通知）と合わせて、電子入札システムにおいて便宜上「指名通知書」を発行するため確認すること。</p> <p>なお、電子入札システムにおいて、当該指名通知書に係る「受領確認書の提出」は不要とする。</p>

5. 競争参加資格（指名取消し事由）に関する事項【指名者・非指名者共通事項】

5-1 設計業務等の請負人等との資本又は人事面の関係	<p>指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記②に示す本件工事に係る設計業務等の請負人、当該設計業務等の下請負人、又は当該請負人若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと（指名取消し事由の場合は「関連がある者であること」と読み替える）。</p> <p>①「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ)又はロ)に該当する者である。</p> <p>イ) 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者</p> <p>ロ) 業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者</p> <p>②設計業務等の請負人 上記 3-2(6) [設計業務等の請負人]のとおり</p>
5-2 施工管理業務の請負人等との資本又は人事面の関係	<p>指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記②に示す施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと（指名取消し事由の場合は「関与した者であること」に読み替える）、又は現に下記②に示す施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと（指名取消し事由の場合は「関連がある者であること」に読み替える）。</p> <p>①「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ)又はロ)に該当する者である。</p> <p>イ) 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者</p> <p>ロ) 業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者</p> <p>② 施工管理業務の請負人 上記 3-2(7) [施工管理業務の請負人]のとおり</p>
5-3 入札に参加しようとする者との間の資本又は人的関係	<p>指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（指名取消し事由の場合は「該当する関係があること」と読み替える）（別紙「競争参加が制限される入札参加者間の資本関係又は人的関係」参照）。</p> <p>なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1「[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。</p> <p>1. 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。</p> <p>1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子</p>

	<p>会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合</p> <p>2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>2. 人的関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。</p> <p>1) 一方の会社等の役員(以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> <p>2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人(以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。)を現に兼ねている場合</p> <p>3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>【役員 の 定義】</p> <p>会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。</p> <p>i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役</p> <p>d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>ii) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>iii) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)</p> <p>iv) 組合の理事</p> <p>V) その他業務を執行する者であつて、i)～iv)までに掲げる者に準ずる者</p> <p>【管財人の定義】</p> <p>民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人</p> <p>3. その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合</p> <p>組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合(同一の者が複数の特定JVの構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。)</p>
5-4 競争参加資格に関する留意事項	<p>(1) 本件工事若しくは本件業務の請負人、本件工事若しくは本件業務の下請負人、又は当該請負人若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本件工事若しくは本件業務の契約期間中、監督を担当する部署の「施工管理業務」の入札に参加し、又は当該「施工管理業務」を請負うことはできない。</p> <p>なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。</p> <p>①当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者</p> <p>②業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者</p>

6. 入札・開札に関する事項【指名者・非指名者共通事項】

6-1 見積活用方式の概要及び留意事項	<p>(1) 本件工事は、入札前に入札者に対しNEXCO 東日本が指定する項目に係る参考見積書の提出を求め、その参考見積書を活用して契約制限価格の設定を行う見積活用方式(以下「本方式」という。)の対象工事である。</p> <p>(2) 見積活用方式の概要</p> <p>本方式は、NEXCO 東日本が金抜設計書の摘要欄に「見積対象」と記載した項目について、入札者から参考見積書の提出を求め、参考見積書提出後NEXCO 東日本が、参考見積書に記載された内容(設計図書の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算出されたものであるか、適正な算出方法により算出されたものであるか)について確認を行い、確認過程で必要に応じて見積内容に関する問合せを入札者に対し行い、参考見積</p>
---------------------	---

書に変更が生じる場合に当該入札者に訂正参考見積書の提出を求めるなどした後、NEXCO 東日本が最も適正な価格であると認めた参考見積書又は訂正参考見積書（これら以下「最終参考見積書」という。）を活用して契約制限価格の設定する方式をいう。

(3) 参考見積書の提出期限等

入札者は、「見積対象」とされた項目の参考見積書を、次に示すとおり提出しなければならない。

- ① 参考見積書提出期限 **別表 1『契約手続き日程』** のとおりとする。
- ② 参考見積書提出場所 上記 2-3. 契約担当部署のとおり
- ③ 参考見積書提出方法 **書留郵便等**（提出期限までに必着）で提出すること。
非指名者の場合、見積書は「4-3 競争参加に必要な手続き」(1)に示す競争参加確認申請書と同時に提出すること。
なお、同時提出にあたっては、「競争参加資格確認申請書」と「見積書」を一つの封筒に封かんし、提出すること。
書留郵便等で以下を提出すること。（提出部数：正 1 部）
 - i) 参考見積書データ（様式 3 及び様式 4（別紙含む））を出力した書面
 - ii) 参考見積書データ（様式 4（別紙含む）：Microsoft Excel 形式）を保存した CD-R 等

④提出書類

※**書留郵便等**以外の提出は認めません。
※提出されたデータのファイル形式の誤りなど、形式的かつ極めて軽微な誤りに限り、追加提出を認める場合があります。（※記載漏れ等による追加提出は認めません。）

(4) 参考見積書に関する問合せ

参考見積書提出後、NEXCO 東日本が行う見積内容の過程において、見積内容等に疑義が生じた場合など必要に応じて入札者に対し確認を行う参考見積書に関する問合せは、参考見積書提出期限以降、**別表 1『契約手続き日程』** のとおり予定し、申請書に記載された担当者宛てに連絡を行う。

なお、参考見積書に関する問合せの方法は、担当者宛てに連絡し日時を定めたいえ Web 会議システム、電子メール、電話又は対面により問合せを行うことを想定している。

(5) 訂正参考見積書の提出期限等

入札者は、上記(4)の問合せにおいて、参考見積書の内容に訂正が必要となった場合は、次に示すとおり訂正参考見積書を提出しなければならない。

- ① 訂正参考見積書提出期限 **別表 1『契約手続き日程』** のとおり
- ② 訂正参考見積書提出場所 上記 2-3. 契約担当部署のとおり
- ③ 訂正参考見積書提出方法 上記(3) ③参考見積書提出方法と同様に訂正参考見積書を**書留郵便等**により提出すること。
- ④ 提出書類 上記(3) ④提出書類と同様の方法により訂正参考見積書を提出すること。なお、上記(4)による問合せの有無にかかわらず、本項により提出する訂正参考見積書は、入札者自らが参考見積書に訂正が必要と判断した場合にのみ提出するものとする。

(6) 上記(3)若しくは必要に応じて上記(5)に示す提出期限までに参考見積書又は訂正参考見積書（訂正の必要が無い場合を除く）の提出がされない場合は、当該入札者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。また、当該入札者がその後に入札を行った場合であっても、その入札は無効として取扱う。

(7) **入札者は、最終参考見積書に基づいた入札を行うものとするが、最終参考見積書に記載された見積対象項目の総額は、入札時に最終参考見積書を超えない限り変更ができるものとし、最終参考見積書に記載された見積対象項目の総額を超える場合には、当該入札者が行った入札は無効とする。**

(8) 契約制限価格の設定から落札者決定までの期間において、契約制限価格に活用した最終参考見積書を提出した入札者が入札を辞退した場合、又は入札書が無効になった場合は、契約制限価格に活用した入札辞退等を行った入札者を除外した最終参考見積価格を活用し契約制限価格を算出し直すこととし、入札手続きを保留する場合がある。

(9) 入札者は、入札書を当社に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退するこ

	<p>とができる。また、辞退を理由として不利益な取り扱いはしない。</p> <p>(10) 最終参考見積書において、当社が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、入札者に異なる理由等について聞き取りを行ったうえ、聞き取りを行った事由が不相当と認められる場合は、当社に対する入札妨害行為があったものと判断し、当該入札者に対し、当該調達に係る競争参加資格を取り消す場合があるほか、競争参加資格停止措置等の措置を講じる場合がある。</p> <p>(11) 契約後、入札前に提出した最終参考見積書と契約後の実態に基づく比較を行う「実績価格調査票」の提出を求めるとともに実績価格調査票に疑義がある場合は、施工体制点検などの場を活用して受注者や下請負人に聞き取り調査を行う場合があり、受注者はこれに協力するものとする。</p>
6-2 入札・開札執行	<p>(1) 入札書の提出 提出期限：別表1『契約手続き日程』のとおりとする。 提出場所：上記2-3 契約担当部署 提出方法：①以下の②以外の者（指名者・非指名者共通）【電子入札システム】 ②次のいずれかに該当する者 【書留郵便等】（提出期限までに必着） ・指名者のうち、「3-1 指名通知の日」において NEXCO 東日本電子入札システム利用者登録未了の者 ・NEXCO 東日本に対して競争参加資格確認申請をし、契約責任者から競争参加資格があると認められた非指名者のうち、「4-2 競争参加に必要な条件」(1)に示す競争参加資格確認結果通知日において NEXCO 東日本電子入札システム利用者登録未了の者</p> <p>(2) 開札 開札日時：別表1『契約手続き日程』のとおりとする。 開札場所：NEXCO 東日本 新潟支社 新潟管理事務所 会議室 （住所）〒950-0145 新潟県新潟市江南区亀田早通 3233 （電話番号）025-287-4411</p> <p>(3) 開札への立会いのない場合の取扱いについて【郵送入札の場合】 開札への立会いのない入札者がした当初の入札は有効として取扱う。ただし、再度入札を開札後速やかに実施する場合には、再度入札は辞退したものとみなす。</p> <p>(4) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照すること。</p> <p>(5) 落札者の決定方法 自動落札方式</p> <p>(6) 工事費内訳書の提出及び確認 【電子入札の場合】工事費内訳書データ（Microsoft Excel 形式）を提出すること。 【郵送入札の場合】工事費内訳書データ（Microsoft Excel 形式）を保存した CD-R 等及び工事費内訳書データを出力した書面を提出すること。 <u>なお、入札時に工事費内訳書の提出のない者がした入札は無効とする。工事費内訳書については、入札者に対する指示書[13]及び[16]を参照すること。</u> <u>また、6-1(7)に注意すること。</u></p> <p>(7) 低入札価格調査 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。 また、本件競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、上記の最低入札価格がその価格未満である場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。 低入札価格調査については、入札者に対する指示書「[25] 低入札価格調査」を参照すること。</p>

7. その他の事項【指名者・非指名者共通事項】

7-1 質問の受付	<p>(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。</p> <p>①受付期間：別表1『契約手続き日程』のとおりとし、行政機関の休日を除く毎日 16：00 までとする。</p> <p>②受付場所：NEXCO 東日本 新潟支社 新潟管理事務所 総務 （住所）〒950-0145 新潟県新潟市江南区亀田早通 3233 （電話）025-287-4411 （Mail）ki-o-niigata@e-nexco.co.jp</p>
-----------	--

	<p>③受付方法：質問書面（別紙質問書様式）を書留郵便等又は電子メールにより提出すること（受付期間内必着のこと）。普通郵便・FAXによるものは受け付けない。なお、書留郵便等により提出する場合において、質問数が5問以上の場合は、質問書面を作成したファイルデータを記録したCD-R等も質問書面と併せて提出すること。</p> <p>(2) 上記(1)により受け付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。</p> <p>①回答予定日：原則として、質問書を受け取った日の翌日から5日以内（休日を除く）</p> <p>②回答方法：NEXCO 東日本ホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本件公告名」の「備考」）に掲載する https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/</p> <p>(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本ホームページを参照すること。 https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/index.html</p>
7-2 その他	<p>(1) 入札保証：不要</p> <p>(2) 契約保証：必要 … 入札者に対する指示書[29]を参照のこと</p> <p>(3) 契約書の作成：必要（作成方法については落札者と協議する） … 入札者に対する指示書[30]を参照のこと</p> <p>(4) 入札の無効：入札者に対する指示書[27]を参照のこと。</p> <p>(5) 支払条件</p> <p>①前金払：請負代金が500万円以上の場合には「有」500万円未満の場合には「無」とし、「有」の場合は本件契約の相手方は請負契約書第35条第1項に基づき前金払いの請求をすることができる。</p> <p>②部分払 有：請負契約書第38条第1項に基づき部分払いの請求をすることができる。</p> <p>(6) 工事請負契約書第26条の適用 工事請負契約書第26条第5項（単品スライド）及び同条第6項（インフレスライド）について適用する。</p> <p>(7) 火災保険等の付保 特記仕様書の記載に定めるとおりとする。</p> <p>(8) 配置技術者 契約締結後、特記仕様書に示す資格等（工事経験を求めている場合も含む）を有する技術者を配置できる者であること。なお、特記仕様書に示す資格等（工事経験を求めている場合も含む）を有する技術者を配置できない場合は、契約解除等の必要な措置を講ずる場合がある。</p> <p>(9) 余裕期間制度 本工事は、共通仕様書1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、「工事打合簿」を監督員に提出し協議の上、工事に着手することができるものとする。 余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の翌日から60日後</p> <p>(10) 指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：無</p>

提出書類様式集

工事名 北陸自動車道 黒崎PA駐車ます上屋改築工事

提出書類の様式		提出の要否		提出期限日
		指名者	非指名者	
競争参加資格確認申請書様式				
様式 1-1	競争参加資格確認申請書	不要	必要	令和4年4月18日（月）
様式 1-2	技術資料の提出について	不要	必要	
様式 2	施工実績	不要	必要	
参考見積書の提出様式				
様式 3	参考見積書の提出	必要		令和4年6月9日（木）
様式 4（別紙含む）、 添付資料	参考見積書	必要		
入札書（郵送入札の場合）様式				
様式 5	入札書	6-2入札・開札執行（1） ②に該当する者は必要		令和4年6月9日（木）
その他の様式				
様式 6	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書	—	△（注1）	本書 記4及び5を参照のこと
様式 7	再苦情申立書	—	△（注1）	

（注1）説明請求及び再苦情を申立てる場合に作成する。

競争参加資格確認申請書（技術資料含む）の提出に関する注意事項（対象：非指名者）

1. 提出部数（**書留郵便等**により提出する場合）

提出部数は2部（正1部、写1部）とし、「提出書類様式集」及び本注意事項のとおり作成すること。

2. 提出方法

書留郵便等又は電子メールにより提出すること。

普通郵便・FAX・持参によるものは、受け付けない。（提出期限内に必着すること）

3. 提出書類について

提出書類については、競争参加資格確認申請書（様式1-1）に技術資料を添付するものとする。

技術資料は、様式1-2を表紙として、次に従い作成し提出すること。また、記載にあたっては各様式の記入上の注意事項に従って記入すること。

（1）施工実績

事前公表 記4「指名を受けていない者（非指名者）の競争参加に関する事項」に示す競争参加資格の有無を判断できる工事の施工実績を様式2に記載すること。記載する工事は1件でよい。

なお、施工実績として記載した工事に係る契約書等の表頭部の写しを様式2に添付すること。

ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」に登録されている場合は、登録情報の写しを添付し、契約書等の表頭部の写しを添付する必要はない。また、契約書等の表頭部の写しやCORINS登録データで工事内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。

（2）その他

① 提出された技術資料は、返却しない。

② 提出期限以降における技術資料の差替え又は再提出は認めない。

③ 技術資料に虚偽を記述した者は、本件工事の落札者としなるとともに、競争参加資格の停止措置を行うことがある。また、競争参加資格のない者の提出した入札書、申請書等に虚偽の記載をした者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。さらに、無効の入札を行なった者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。

4. 苦情申立てについて

（1）競争参加資格確認申請書を提出した者のうち、本件工事について競争参加資格がないと認められた者に対し、競争参加資格がないと認められた理由を添えて書面により通知する。

（2）競争参加資格がないと認められた者は、契約責任者に対して競争参加資格がないと認められた理由について、書面（様式6「競争参加資格がないと認められた理由の説明請求書」）により、次に従い説明を求めることができる。

①提出期限：上記（1）の競争参加資格確認結果通知書に記載された期限まで

②提出場所：事前公表 記4「指名を受けていない者（非指名者）の競争参加に関する事項」に示す競争参加資格確認申請書の提出場所

③提出方法：**書留郵便等又は電子メール**（受付期間内必着のこと）により提出すること。

普通郵便・FAX・持参によるものは受け付けない。なお、文書には窓口担当部署、氏名、電話番号及びFAX 番号を併記するものとする。

(3) 契約責任者は、説明を求められたときは、上記(2)の提出期限の日から5日以内（行政機関の休日を含まない）に説明を求めた者に対し書面により回答する。

5. 再苦情申立てについて

記4(3)の回答に不服がある者は、同回答書の通知日から7日以内（行政機関の休日を含まない）に書面（様式6「再苦情申立書」）により、契約責任者に対して再苦情を申し立てることができる。なお、再苦情申立てに係る審議は新潟支社入札監視委員会が行う。

6. その他

(1) 提出のあった書類で不備がある（証明できない）場合は、不適となるので、注意すること。

(2) 郵送された提出書類は、不備、不足の確認は行わずに受け付けるので、提出前に書類内容を確認すること。なお、提出されたデータのファイル形式の誤りなど、形式的かつ極めて軽微な誤りに限り、追加提出を認める場合があります。（記載漏れ等による追加提出は認めません。）

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社
新潟管理事務所
所長 柿内 宏一 殿

「(印)」: 電子入札システム又は電子メールにより提出する場合に押印の省略が可能。
※「印」の場合は押印必要

仕入先コード (注1)
住所
会社名
代表者

(印)

注意) 「代表者」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、NEXCO 東日本でいう「契約責任者」と同じく、契約締結権限を有する者(=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など)であればよい。

担当者部署名
担当者氏名
TEL
FAX
E-mail

令和4年3月25日付けで事前公表のありました「北陸自動車道 黒崎PA駐車ます上屋改築工事」に係る競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、上記工事の事前公表において示された競争参加資格にかかる要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・当社は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条に該当する法人ではありません。
なお、同条第4項第六号に関しては、排除要請等の対象法人ではありません。
- ・当社は、上記工事に係る設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある法人ではありません。
- ・当社は、上記工事の監督を担当する部署の施工管理業務の受注者、担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連のある者(以下、「受注者等」という)として本工事の発注に関与した者ではありません。また、現に受注者等ではありません。
- ・当社と資本関係又は人的関係のある者は、上記工事の入札手続きには参加しません。(注2)
- ・今後、落札者決定までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます

記

1. 技術資料の提出について・・・様式1-2

注1) 仕入先コードは、有資格者名簿に記載されている10桁のコード番号を記載してください。

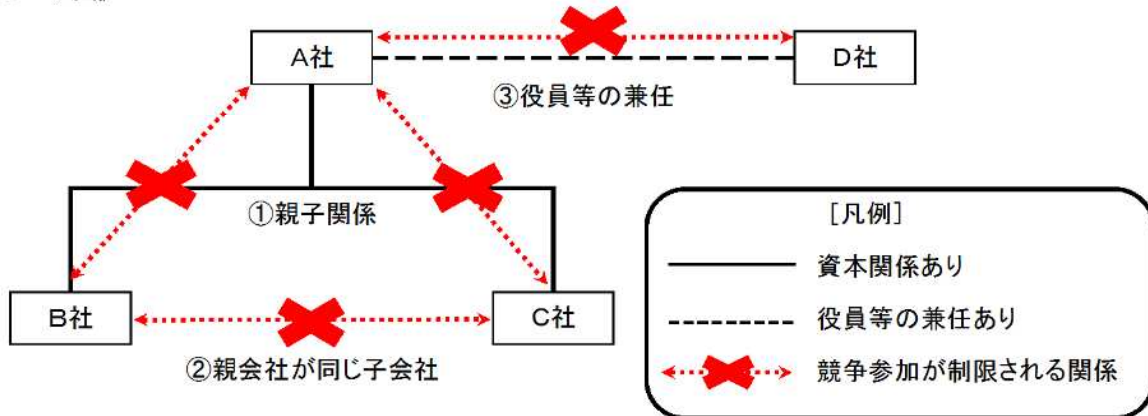
注2) 「入札に参加しようとする者の間の資本関係又は人的関係」については、別紙「競争参加が制限される入札参加者間の資本関係又は人的関係」をご確認下さい。なお、申請にあたり別紙の提出は不要です。

■競争参加が制限される入札参加者間の資本関係又は人的関係について

○競争参加が制限される関係(例)

- ①子会社と親会社の関係にある場合【資本関係】
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合【資本関係】
- ③役員等を兼任している場合【人的関係】

《イメージ図》

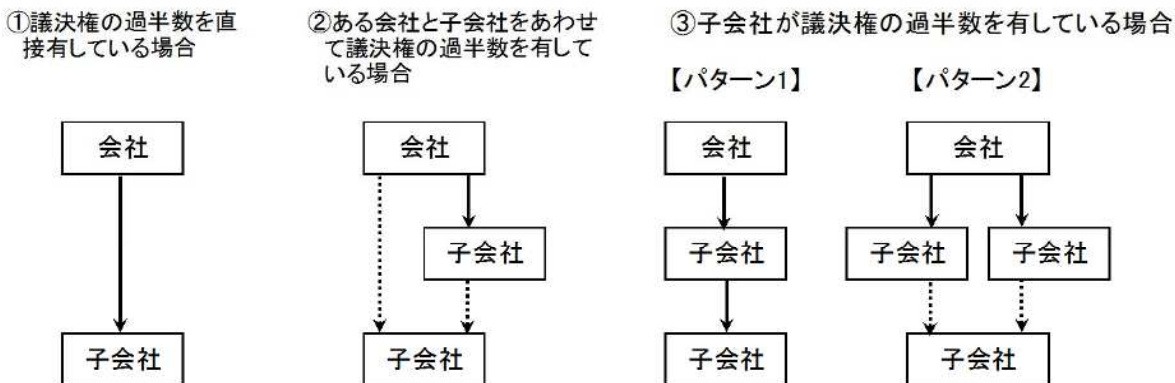


○子会社と親会社の関係(例)

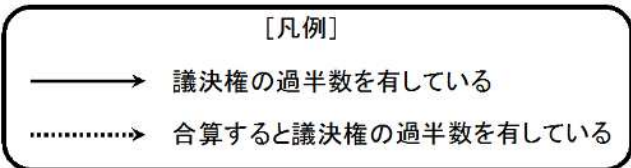
ある会社からみた場合の子会社とされる会社の例は以下のとおりです。

- ①議決権の過半数を有している場合
- ②ある会社と子会社をあわせて議決権の過半数を有している場合
- ③子会社が議決権の過半数を有している場合

《イメージ図》



※この図の「子会社」からみた「会社」が親会社となる。



令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社
新潟管理事務所長 柿内 宏一 殿

「(印)」: 電子入札システム又は電子メールにより提出する場合に押印の省略が可能。
※「印」の場合は押印必要

仕入先コード(注1)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当者部署名

担当者氏名

電話番号

FAX番号

(印)

技術資料の提出について

令和4年3月25日付けで事前公表のありました「北陸自動車道 黒崎PA駐車ます上屋改築工事」について、競争参加資格を有することを証明する技術資料を作成しましたので提出します。

言 己

1. 施工実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式2

以 上

注1) 仕入先コードは、有資格者名簿に記載されている10桁のコード番号を記載してください。

施工実績

会社名

工 種		
項 目	条 件	公共的施設において鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延床面積が 100㎡以上の建築物を新築、改築、増築、改修した工事
	工 事 名	
工 事 名 称 等	CORINS 登録番号	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	発 注 者 名	
	工 事 成 績	
	受注形態等	単体／共同企業体
	共同企業体の場合	協定方式： 甲／乙 出資比率： 当社○○％ □□建設○○％
	工 事 諸 元 等	工法・規模・寸法

【記入上の注意事項】

- 注1) 事前公表に定める競争参加資格要件を満たした同種工事の施工実績を1件記載すること。
- 注2) 記載した工事の契約書等の表頭部の写し、又は、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム (CORINS)」に登録されているものであれば、登録情報の写しを添付すること。
- 注3) CORINS 登録データ等で工事諸元の確認ができない場合は、特記仕様書 (当初及び変更分)、設計図書等確認できる資料の写しを添付すること。

参考見積書の提出

【当社からの問合せにより見積書の訂正が必要となった場合は、「訂正参考見積書」として下さい】

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社
新潟管理事務所
所長 柿内 宏一 殿

注意) 「代表者」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、NEXCO 東日本でいう「契約責任者」と同じく、契約締結権限を有する者 (=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など) であればよい。

住所
会社名
代表者
担当者
TEL
FAX

印

令和4年3月25日付けで事前公表のありました「北陸自動車道 黒崎PA駐車ます上屋改築工事」に係る見積活用方式対象項目の参考見積書を下記の書類を添えて提出します。

記

1. 参考見積書 (様式4 (別紙含む)、添付資料) (CD-R 等含む)

参考見積書に週休2日に係る費用は含まない	<input type="checkbox"/>
----------------------	--------------------------

※該当する場合は、□内に「レ」を付して下さい。

当初見積書

工事名) 北陸自動車道 黒埼PA駐車ます上屋改築工事

* 図面、特記仕様書を熟読の上、単価を記載すること。

* 本書式記載の項目は全て交渉対象とする。

会社名

名称	単位	数量	単価	金額 A=①+②+③+④	備考	①材料費		②労務費	③機械器具費		④その他
						(主材料費)	(消耗材料費)	(労務費)	(機械損料費)	(機械賃料費)	
【諸経費】(一般管理費除く)											
共通仮設費	式	1			内訳は別紙1による						
現場管理費	式	1			内訳は別紙1による						
小計					共通仮設費、現場管理費の計						
【直接工事費】											
黒埼PA上り駐車ます上屋改築工事	式	1			0 内訳は別紙2による						
黒埼PA下り駐車ます上屋改築工事	式	1			0 内訳は別紙2による						
黒埼PA上り受水槽設備新設工事	式	1			0 内訳は別紙2による						
黒埼PA下り受水槽設備新設工事	式	1			0 内訳は別紙2による						
小計					直接工事費の計						
総額					共通仮設費、現場管理費、直接工事費の総額						

【記入上の注意事項】	【金額内訳(材料費・労務費・機械器具費)の注意事項】
<input type="checkbox"/> ①本見積書の条件は、設計図書のとおりとする。	直接工事費の工種ごとに材料費・労務費・機械器具費・その他について分けて記載し、
<input type="checkbox"/> ②交渉後の最終見積書の場合は「最終見積書」と記入すること。	「金額A」と「①材料費+②労務費+③機械器具費等+④その他」が一致することを確認すること。
<input type="checkbox"/> ③最終見積書提出時の添付書類は交渉において提出を確認した資料を添付すること。	・「材料費」には、主材料及び消耗材料を分けてそれぞれ合計を記載する。
<input type="checkbox"/> ④一般管理費を除く全ての項目を交渉対象とする。	・「労務費」には、労務費の合計を記載する。
<input type="checkbox"/> ⑤様式4の項目を変更しないこと。	・「機械器具費」には、機械損料と機械賃料を分けてそれぞれ合計を記載する。
<input type="checkbox"/> ⑥消費税及び地方消費税を含まない旨を明記すること。	・「その他」には、上記以外の金額があれば記載する。
<input type="checkbox"/> ⑦納入場所における工場原価、現地着価格(一般管理費等諸経費は含まず)とする。	・「単価算出方法」には、見積、物価資料、過去の施工実績等金額算出のもととなる適用基準を記載すること。
<input type="checkbox"/> ⑧現地着価格は、工場原価+運搬費とし、試験調整・据付費を含めずに算出とする。	
【根拠書類】	
<input type="checkbox"/> ①様式4に記載した価格の内訳を示す「別紙1 諸経費内訳書」及び「別紙2 見積項目内訳書」を作成し、本見積書と併せて提出すること。	
<input type="checkbox"/> ②見積書に記載された価格の根拠を示す次の資料を求められた場合は速やかに提出すること(様式自由)	
【直接工事費】	
a) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合、過去の類似工事において工事内容が判断できる	
i) 契約書類等の写し	
ii) 施工実態調査に類する歩掛が判断できる書類の写し	
iii) 資金台帳等支払いを証する書類の写し	
b) 施工費用の算出に用いた積算基準、施工歩掛基準、または下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合、取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し	
c) 自社保有の資料を使用する予定の場合は、保有していることを証する書類の写し	
d) 資料を購入する予定の場合取引先からの当該資料に関する見積書の写し	
【諸経費】	
A) 共通仮設費の算出根拠の内容及び算出に用いた積算基準など	
B) 現場管理費の算出根拠の内容及び算出に用いた積算基準など	
C) 諸経費は、「NEXCO公表積算基準」や「公共建築工事共通費積算基準(国土交通省 大臣官房 官庁営繕部)」等に基づく、諸経費率を用いた算出も可能とする。	
諸経費率を用いて算出している場合は、別紙1 諸経費内訳書にその旨を明記するものとする。	

【別紙1 諸経費内訳書】

北陸自動車道 黒埼PA駐車ます上屋改築工事 見積確認 諸経費内訳書

	見積書	
	計上金額	積上根拠
共通仮設費		
運搬費		
準備費		
事業損失防止施設費		
安全費		
役務費		
技術管理費		
営繕費		
小計		
現場管理費		
労務管理費		
安全訓練等に要する費用		
租税公課		
保険料		
従業員等給料手当		
退職金		
法定福利費		
福利厚生費		
事務用品費		
通信交通費		
交際費		
補償費		
外注経費		
工事登録費用		
雑費		
小計		
合計		

入札書

金 円【税抜き】

(工事件名) 北陸自動車道 黒崎PA駐車ます上屋改築工事

標記工事にかかるすべての契約図書について、内容確認・承諾のうえ、上記の税抜き金額により入札します。

なお、上記の金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を契約金額として申込みます。

令和 年 月 日

電子くじ番号

《入札者(本人 / 代理人)》 会社名
役職等
氏名

印

《契約責任者》東日本高速道路株式会社 新潟支社
新潟管理事務所長 柿内 宏一 様

委任状

私は、上記入札(見積)書に記名押印した者を代理人と定め、同標記工事の入札(見積)に関する権限を委任します。

令和 年 月 日

《入札者(本人)》 会社名
役職等
氏名

印

[本書作成にあたっての留意事項] ※必ずお読みください(下記と異なる入札は無効です)

(1) 「入札者」について

入札者とは、本件工事請負契約にかかる入札及び契約手続に関する権限を有する契約当事者のことをいい、NEXCO 東日本の契約責任者とともに本件工事請負契約書に記名押印する名義人をいいます。従って、貴法人の代表者に限らず、事業部、支社、支店、事務所または営業所等の長であっても、上記権限を有する者であれば入札者となることができます。なお、入札者が、貴法人の代表者から上記権限を委任されていることの証明については不要です。

(2) 本書の作成方法

本書は、次の①または②いずれかの方法により作成していただきます。①及び②以外の方法による本書の作成・入札参加は認めません。

① 「入札者」本人が本書を作成し、かつ入札・開札手続に参加される場合

◇ 「入札書/見積書」(本書上段)の作成について

- ・紫色着色部分は「本人」を○マルで囲んでください。
- ・貴法人名のほか、「入札者」本人の役職等及び氏名を記載し、請負契約書の作成にあたり用いる職印を押印してください。

◇ 「委任状」(本書下段)の作成は不要です。

② 「入札者」本人が貴法人と恒常的雇用関係にある別の社員に入札(見積)に関する権限を委任し、当該代理人が本書を作成し、かつ入札・開札手続に参加される場合

◇ 「入札書/見積書」(本書上段)の作成について

- ・紫色着色部分は「代理人」を○マルで囲んでください。
- ・貴法人名のほか、当該代理人の役職等及び氏名を記載し、当該代理人の印鑑(私印で構いません)を押印してください。

◇ 「委任状」(本書下段)の作成について【当初(第1回目)の入札にあたり作成してください。再度入札以降は作成不要です】

- ・貴法人名のほか、「入札者」本人の役職等及び氏名を記載し、請負契約書の作成にあたり用いる職印を押印してください。

(3) 「印鑑証明書」、「使用印鑑届」及び「年間委任状」のご提出は不要です。

入札書

金 0,000,000,000 円【税抜き】

(工事件名) ○○自動車道△△工事

記載する日付は入札書を作成する日付とし、「入札書提出日」以前の日付とします。開札日の日付を記入しないでください。

標準
入札
なお

○本件入札に係る開札手続きは、郵送により入札書（本書）を提出した者がいた場合であっても、電子入札システムを使用して行います。
○そのため、開札の結果、最低の入札価格により入札した者が2者以上いた場合に、落札者または落札予定者を決定するために使用する「電子くじ番号（000～999の3桁の任意の数字）」を記入してください。（3桁の数字の記入がない場合は、電子くじ番号は「999」として取り扱います。）

記の税抜き金額により
として申込みます。

令和00年00月00日

電子くじ番号
[]

《入札者 本人 / 代理人》

会社名 ◆◆建設株式会社
役職等 ★★支店長
氏名 ◇◇◇◇



《契約責任者》東日本高速道路株式会社
○○支社(事務所)長 ××××

様

委任状

私は、上記入札（見積）書に記名押印した者を代理人と定め、同標記工事の入札（見積）に関する権限を委任します。

作成不要

令和00年00月00日

《入札者(本人)》 会社名
役職名
氏名

印

【本書作成にあたっての留意事項】 ※必ずお読みください(下記と異なる入札は無効です)

(1) 「入札者」について

入札者とは、本件工事請負契約にかかる入札及び契約手続きに関する権限を有する契約当事者のことをいい、NEXCO 東日本の契約責任者とともに本件工事請負契約書に記名押印する名義人をいいます。従って、貴法人の代表者に限らず、事業部、支社、支店、事務所または営業所等の長であっても、上記権限を有する者であれば入札者となることができます。なお、入札者が、貴法人の代表者から上記権限を委任されていることの証明については不要です。

(2) 本書の作成方法

本書は、次の①または②いずれかの方法により作成していただきます。①及び②以外の方法による本書の作成・入札参加は認めません。

① 「入札者」本人が本書を作成し、かつ、入札・開札手続きに参加される場合

◇ 「入札書/見積書」(本書上段)の作成について

- ・紫色着色部分は「本人」を○マルで囲んでください。
- ・貴法人名のほか、「入札者」本人の役職等及び氏名を記載し、請負契約書の作成にあたり用いる職印を押印してください。

◇ 「委任状」(本書下段)の作成は不要です。

② 「入札者」本人が貴法人と恒常的雇用関係にある別の社員に入札(見積)に関する権限を委任し、当該代理人が本書を作成し、かつ入札・開札手続きに参加される場合

◇ 「入札書/見積書」(本書上段)の作成について

- ・紫色着色部分は「代理人」を○マルで囲んでください。
- ・貴法人名のほか、当該代理人の役職等及び氏名を記載し、当該代理人の印鑑(私印で構いません)を押印してください。

◇ 「委任状」(本書下段)の作成について【当初(第1回目)の入札にあたり作成してください。再度入札以降は作成不要です】

- ・貴法人名のほか、「入札者」本人の役職等及び氏名を記載し、請負契約書の作成にあたり用いる職印を押印してください。

(3) 「印鑑証明書」、「使用印鑑届」及び「年間委任状」のご提出は不要です。

入札書

金 0,000,000,000 円【税抜き】

(工事件名) ○○自動車道△△工事

記載する日付は入札書を作成する日付とし、「入札書提出日」以前の日付とします。開札日の日付を記入しないでください。

標準
入札
なお

○本件入札に係る開札手続きは、郵送により入札書(本書)を提出した者がいた場合であっても、電子入札システムを使用していきます。
○そのため、開札の結果、最低の入札価格により入札した者が2者以上いた場合に、落札者または落札予定者を決定するために使用する「電子くじ番号(000~999の3桁の任意の数字)」を記入してください。(3桁の数字の記入がない場合は、電子くじ番号は「999」として取り扱います。)

記の税抜き金額により
として申込みます

令和00年00月00日

電子くじ番号

《入札者(本人 / 代理人)》

会社名 ◆◆建設株式会社
役職等 ★★支店☆☆営業課
氏名 △△△△

私印

《契約責任者》東日本高速道路株式会社

○○支社(事務所)長 ××××

様

委任状

私は、上記入札(見積)書に記名押印した者を代理人と定め、同標記工事の入札(見積)に関する権限を委任します。

令和00年00月00日

《入札者(本人)》

会社名 ◆◆建設株式会社
役職等 ★★支店長
氏名 ▲▲▲▲

職印

[本書作成にあたっての留意事項] ※必ずお読みください(下記と異なる入札は無効です)

(1) 「入札者」について

入札者とは、本件工事請負契約にかかる入札及び契約手続きに関する権限を有する契約当事者のことをいい、NEXCO 東日本の契約責任者とともに本件工事請負契約書に記名押印する名義人をいいます。従って、貴法人の代表者に限らず、事業部、支社、支店、事務所または営業所等の長であっても、上記権限を有する者であれば入札者となることができます。なお、入札者が、貴法人の代表者から上記権限を委任されていることの証明については不要です。

(2) 本書の作成方法

本書は、次の①または②いずれかの方法により作成していただきます。①及び②以外の方法による本書の作成・入札参加は認めません。

① 「入札者」本人が本書を作成し、かつ、入札・開札手続きに参加される場合

◇ 「入札書/見積書」(本書上段)の作成について

・ 紫色着色部分は「本人」を○マルで囲んでください。

・ 貴法人名のほか、「入札者」本人の役職等及び氏名を記載し、請負契約書の作成にあたり用いる職印を押印してください。

◇ 「委任状」(本書下段)の作成は不要です。

② 「入札者」本人が貴法人と恒常的雇用関係にある別の社員に入札(見積)に関する権限を委任し、当該代理人が本書を作成し、かつ入札・開札手続きに参加される場合

◇ 「入札書/見積書」(本書上段)の作成について

・ 紫色着色部分は「代理人」を○マルで囲んでください。

・ 貴法人名のほか、当該代理人の役職等及び氏名を記載し、当該代理人の印鑑(私印で構いません)を押印してください。

◇ 「委任状」(本書下段)の作成について【当初(第1回目)の入札にあたり作成してください。再度入札以降は作成不要です】

・ 貴法人名のほか、「入札者」本人の役職等及び氏名を記載し、請負契約書の作成にあたり用いる職印を押印してください。

競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書

東日本高速道路株式会社 新潟支社
新潟管理事務所長 柿内 宏一 殿

「(印)」: 電子入札システム又は電子メールにより
提出する場合に押印の省略が可能。
※「印」の場合は押印必要

提出者) 住所
電話番号
会社名
代表者

(印)

令和 年 月 日付けで通知された、「北陸自動車道 黒崎PA駐車ます上屋改築工事」に係る技術資料についての審査において、競争参加資格がないと認められた理由について、下記のとおり説明を求めます。

記

1. 工事名 北陸自動車道 黒崎PA駐車ます上屋改築工事
2. 当該案件の公告日 令和4年3月25日
3. 疑問内容

以 上

再苦情申立書

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社
新潟管理事務所長 柿内 宏一 殿

1. 再苦情申立者の住所氏名

〒〇〇〇—〇〇〇〇 県 市 町 〇〇

TEL

商号又は名称

代表者名

2. 再苦情申立ての対象となる工事名

工事名 北陸自動車道 黒埼PA駐車ます上屋改築工事

3. 不服のある事項

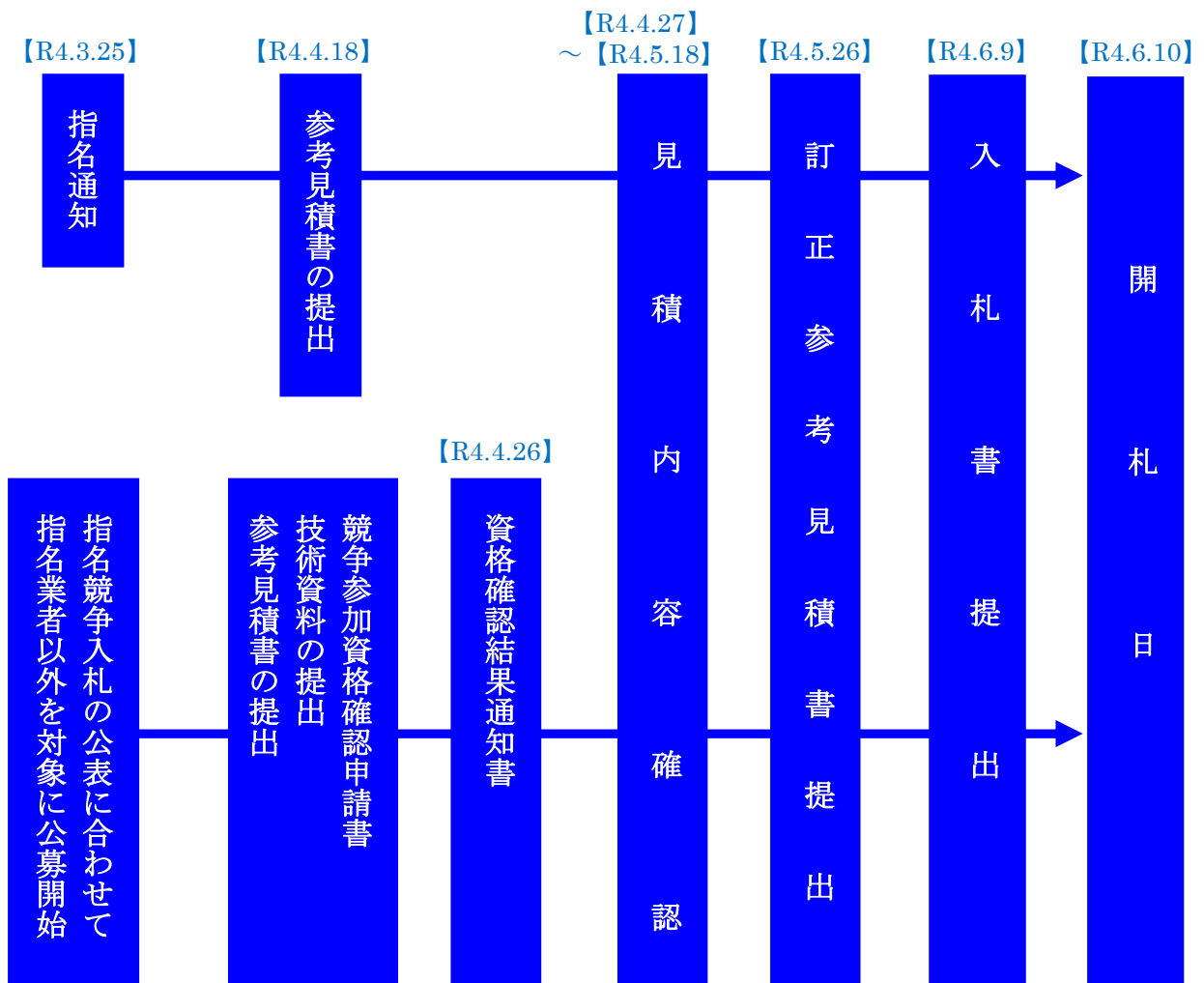
4. 3の主張の根拠となる事項

拡大型指名競争入札方式について

○概要及び目的

公募を併用した指名競争入札方式であり、一般競争入札で入札公告により競争参加希望者を募集しても希望者が極めて少なく十分な競争が確保されない場合や指名競争入札を行った際に参加者の多くが辞退し、有効な入札を行ったものが1者のみとなって指名競争入札が競争不成立となる場合などに対応するため、指名競争入札により有資格業者を指名して確実な競争参加を確保するとともに、一般競争入札同様、公募により指名業者以外の者の競争参加を求めることで、更なる競争性の拡大を期待した制度です。

○手続きの流れ



※なお、令和3・4年度競争参加資格の無資格者は、別途、競争参加資格審査申請を提出し、開札時までに必要な工種に係る資格の認定を受ける必要があります。

質問書様式

契約件名	北陸自動車道 黒埼PA駐車ます上屋改築工事	に係る問合せ
質問期限	令和 4年 6月 1日 水曜日 16時 00分まで	
注意事項	<p>黄色着色箇所のみに必要な事項を記載のうえ、質問受付期限までに契約担当部署に下記①又は②のいずれかの方法により提出すること。</p> <p>①書留郵便等の場合は、本ファイルデータを出力した書面を提出すること。なお、質問数が5問以上の場合は本ファイルデータを記録したCD-R等も併せて提出すること。</p> <p>②電子メールの場合は、本ファイルデータをメールに添付のうえ提出すること。(受信メールアドレス: ki-o-niigata@e-nexco.co.jp)</p>	

提出日		質問回数		回目
住所				
事業者名				
担当者名		部署		
電話番号及び FAX番号	(電話)	電子メール		
	(FAX)			

質問 番号	質問の種類	ページ	章の 番号等	質問事項	質問の趣旨
1					
2					
3					
4					
5					

※質問数が5問以上の場合は、適宜、行を追加すること。

契約手続き日程

契約件名	北陸自動車道 黒崎PA駐車ます上屋改築工事	
契約責任者	役職名	新潟支社 新潟管理事務所長
	氏名	柿内 宏一
契約担当部署	郵便番号	〒950-0145
	住所	新潟県新潟市江南区亀田早通3233
	部署名	NEXCO東日本 新潟支社 新潟管理事務所 総務
	電話番号	025-287-4411
	Mail	ki-o-niigata@e-nexco.co.jp
開札場所	NEXCO東日本 新潟支社 新潟管理事務所 会議室	

事前公表の日	令和4年3月25日 (金)
① 審査基準日 (事前公表4-1. 関係)	令和4年4月18日 (月)
② 契約図書の配布期間 (事前公表2-2. 関係)	令和4年3月25日 (金) から 令和4年4月18日 (月) まで 上記期間を過ぎた場合、ダウンロードできない図書があるので注意すること。
③ 本件競争入札に関する 質問受付期間 (事前公表7-1. 関係)	令和4年3月25日 (金) から 令和4年6月1日 (水) 16時00分まで 質問書面(質問書様式)を 書留郵便等^(注)又は電子メール により行政機関の休日を除く毎日16:00までに提出すること。
④ 質問に対する回答期間 (事前公表7-1. 関係)	質問書受領日の翌日から原則として5日以内(休日除く。)
⑤ 競争参加資格確認申請書等 の提出期間 (事前公表4-3. 関係)	令和4年3月25日 (金) から 令和4年4月18日 (月) 16時00分まで 書留郵便等^(注)又は電子メール により提出すること。
⑥ 競争参加資格確認結果通知日 (事前公表4-2. 関係)	令和4年4月26日 (火) を予定
⑦ 競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日 (競争参加資格確認申請書(技術資料含む)の提出に関する注意事項4. 関係)	競争参加資格確認結果の通知日の翌日から7日以内(休日除く。)
⑧ 参考見積書の提出期限 (事前公表6-1. 関係)	令和4年4月18日 (月) 16時00分 書留郵便等^(注) により提出すること。(※電子メール不可)
⑨ 参考見積書に関する 問合せ期間 (事前公表6-1. 関係)	令和4年4月27日 (水) から 令和4年5月18日 (水) までを予定
⑩ 訂正参考見積書提出期限 (事前公表6-1. 関係)	令和4年5月26日 (木) 16時00分 書留郵便等^(注) により提出すること。(※電子メール不可)

契約手続き日程

契約件名	北陸自動車道 黒埼PA駐車ます上屋改築工事
⑪ 入札書の提出期限 (事前公表6-2. 関係)	<p style="text-align: center;">令和4年6月9日 (木) 16時00分</p> <p>電子入札システム又は書留郵便等^(注)により提出すること。(※電子メール不可)</p> <p>[電子入札] 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[17]を確認のうえ、次の提出書類を添付し提出すること。</p> <p>提出書類：<u>工事費内訳書(Microsoft Excel形式)、総合評定値通知書(写し：PDF形式)</u></p> <p>※提出書類が添付可能な総容量を超える場合は、入札者に対する指示書[16][2]及び[17][2]に示すとおり提出書類を書留郵便等^(注)により提出すること。 ※入札保証を必要とする場合、入札ポンド(原本)を別途、書留郵便等(注)により提出すること。</p> <p>[郵送入札] 入札者に対する指示書【郵送入札】[12]から[17]を確認のうえ、次の提出資料を書留郵便等^(注)により提出すること。</p> <p>提出書類：<u>工事費内訳書(Microsoft Excel形式(CD-R等)及び書面)、総合評定値通知書(写し：PDF形式)</u></p> <p>※入札保証を必要とする場合は、入札ポンド(原本)を同封すること。 ※郵送入札は指名者のうち、指名通知日に電子入札システム登録未了の者又は非指名者のうち、競争参加資格確認結果通知日において電子入札システム登録未了の者に限る。</p>
⑫ 開札日時 (事前公表6-2. 関係)	<p style="text-align: center;">令和4年6月10日 (金) 13時30分</p>

(注)

「**書留郵便等**」とは、郵便又は信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項)のうち、受領署名又は押印を必要とする方法を指します。

(例) 一般書留郵便、簡易書留郵便、レターパックプラス[赤]、受領署名又は押印を必要とするバイク便など。

※普通郵便、レターパック[青]、ゆうパック、宅配便など、上記によらない方法の場合は受けません。

※令和3年4月1日付けで入札者に対する指示書の見直しを行っております。当社ホームページにて内容をご確認のうえ、手続きをお願いします。